

川口市多文化共生指針策定委員会第5回委員会

平成30年 1月19日（金）14時00分

かわぐち市民パートナーステーション会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 審議事項

ア 第2次川口市多文化共生指針（案）について

(2) 報告事項

ア パブリック・コメント手続きの実施結果について

イ 川口市における外国人住民の現状について

(3) その他

3 閉 会

配布資料一覧

資料No.1	第2次川口市多文化共生指針（案）	1
資料No.2	パブリック・コメント手続きの実施結果について	33
資料No.3	川口市における外国人住民の現状について	41

第2次川口市多文化共生指針（案）

第1章 指針の趣旨

1 目的

近年、本市では永住資格や日本国籍を取得する定住外国人が年々増加し、さらに研修生や留学生といった比較的短期間の滞在となる外国人*1も増加するなど、そのライフステージは多様化し、外国人住民の暮らしに必要とされる支援策は高度化・複雑化しています。(p.4 図表3)外国人の増加と定住化が進む中で、日本人住民にとっても外国人住民にとっても暮らしやすい多文化共生*2の地域づくりが求められています。

また、平成32年(2020年)には東京2020オリンピック・パラリンピックが開催され、多くの訪日外国人がやってくることを予想されます。外国人の持つ多様性を活かしたまちづくりを推進することで、外国人の目線でも魅力的なまちになり、外国人が暮らしやすいまち、外国人旅行者が訪れやすいまち、居住地として選ばれるグローバルな都市としてのまちづくりを進めていくことも求められています。

このような社会情勢に対応するため、本市では、日本人住民と外国人住民が多様な価値観を認め合いながら、ともに学び、ともに働き、ともに安心して暮らしやすい、そして気軽に訪れて快適にすごしやすい多文化共生社会の実現をめざして、「第2次川口市多文化共生指針」の策定を行います。

2 経緯

国では平成18年に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、各地方自治体においてもこれに基づき地域の实情に沿った計画を策定し、多文化共生施策を推進してきました。また、平成29年3月には、同プランの発行から10年が経過したことを踏まえて、全国の優良な事例を集めた「多文化共生事例集～多文化共生推進プランから10年 共に拓く地域の未来～」を発行しました。これは事例集であるものの、この10年間の地域における多文化共生の取り組みを振り返り、今後の方向性を模索できる内容となっています。

埼玉県においても、平成19年12月に県として推進すべき施策について「埼玉県多文化共生推進プラン」を策定し、平成24年7月の見直しを経て、平成29年に新たな「埼玉県多文化共生推進プラン」を取りまとめました。

本市においては、平成23年度に「川口市多文化共生指針」を策定し、平成26年度に改訂をしましたが、計画期間が満了したことから、これまでの成果を基に市として推進すべき施策について改めて検討を行い、「第2次川口市多文化共生指針」の策定を行うものです。

*1 外国人とは、日本の国籍を有しない者をいう。(出入国管理及び難民認定法第2条第2号)

*2 多文化共生とは、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。(多文化共生の推進に関する研究会報告書 2006.3 総務省)

3 国の動向

日本における外国人住民数は、平成 27 年末で 223 万 2,189 人と過去最高を更新し、日本の総人口に占める外国人住民の割合も過去最高の 1.76%となっていて、増加傾向にあります。

近年における外国人政策の大きな転換は、平成 24 年 7 月に施行された在留管理制度と住民基本台帳制度であり、これにより、従前の外国人登録制度は廃止され、外国人住民も住民基本台帳制度の適用対象になり、外国人住民に対して市町村が行政サービスを提供する基盤が確立されました。

また、平成 25 年より毎年改訂されている「日本再興戦略」によれば、外国人は日本経済の「担い手」として捉えられ、専門的な技術や知識を持つ外国人労働者を「高度外国人材」として活用し、または積極的に呼び込んでいくことを中心に謳われてきました。少子高齢化や人口減少社会といった社会問題に直面していく中で、外国人住民の果たす役割は大きく、ますます重要な位置づけになっていくものと捉えています。

4 県の動向

埼玉県における外国人住民数は、平成 27 年末で 13 万 9,656 人と県人口の 1.9%を占めています。これは全国の都道府県別で第 5 位の多さとなっています。また、「永住者、日本人や永住者の配偶者等、定住者」を合計すると 77,774 人であり、これは平成 12 年末に比べて 1.8 倍に増加しており、外国人の定住化が顕著に表れています。

さらには、ラグビーワールドカップ 2019 や東京 2020 オリンピック・パラリンピックが開催され、県内の施設において一部の試合が行われることなどから外国人観光客が増えることが見込まれます。外国人観光客が増加すれば、インバウンド消費などで地域経済の活性化も期待できることから、県では外国人案内ボランティアを育成するなど、外国人観光客の増加に柔軟に対応できる体制づくりを進めています。

5 川口市の動向

川口市の外国人の数は、平成 29 年 1 月 1 日現在 29,989 人で、この 3 年間で約 1.3 倍に増加し、総人口の約 5%となりました。(p.3 図表 2)

一方で、少子高齢化が加速して社会問題となっている中、本市においても平成 32 年をピークに人口減少社会に入ると予測されています。こうした状況から、外国人住民を「支援される側」から「支援する側」として捉え直し、高度な技能や知識、様々な文化的背景を持ち、個性豊かで活気溢れる外国人住民の多様性をまちづくりに活かす、新たな多文化共生の段階に入っているといえます。

このような現状を踏まえ、市では、日本人及び外国人へアンケートを実施し、日本人住民と外国人住民がどのように多文化共生を進めていくべきか再度検討を行い、新たな「川口市多文化共生指針」を取りまとめました。

6 計画の期間

計画の期間は 5 年間とし、平成 34 年度までに取り組むべき施策を取りまとめています。

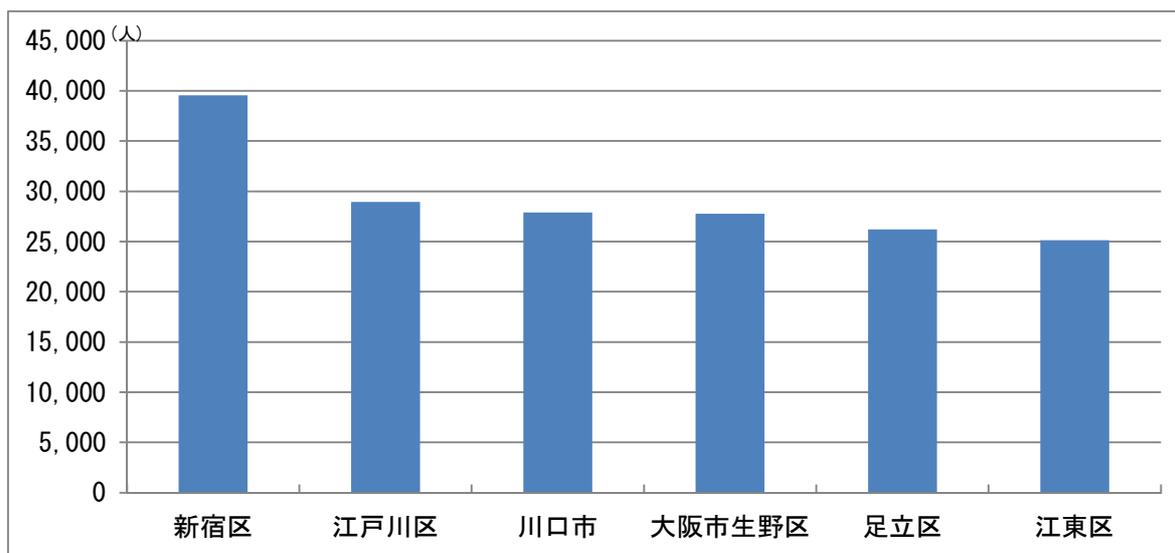
なお、平成 29 年度については、「川口市多文化共生指針 改訂版」の計画を踏襲し、本指針では、平成 30 年度以降の計画を策定するものとします。

第2章 川口市における多文化共生の背景

1 全国における川口市の状況

川口市に居住する外国人は年々増加し続けており、県内では、政令市のさいたま市を抑えて最も多い住民数となっています。また、全国では、1位の新宿区 39,568 人、2位の江戸川区 28,930 人に次いで、3位が川口市 27,906 人となっており、以下、4位が大阪市生野区 27,763 人、5位が足立区 26,199 人、そして江東区 25,139 人の順となっています。（平成 27 年 12 月末日現在）

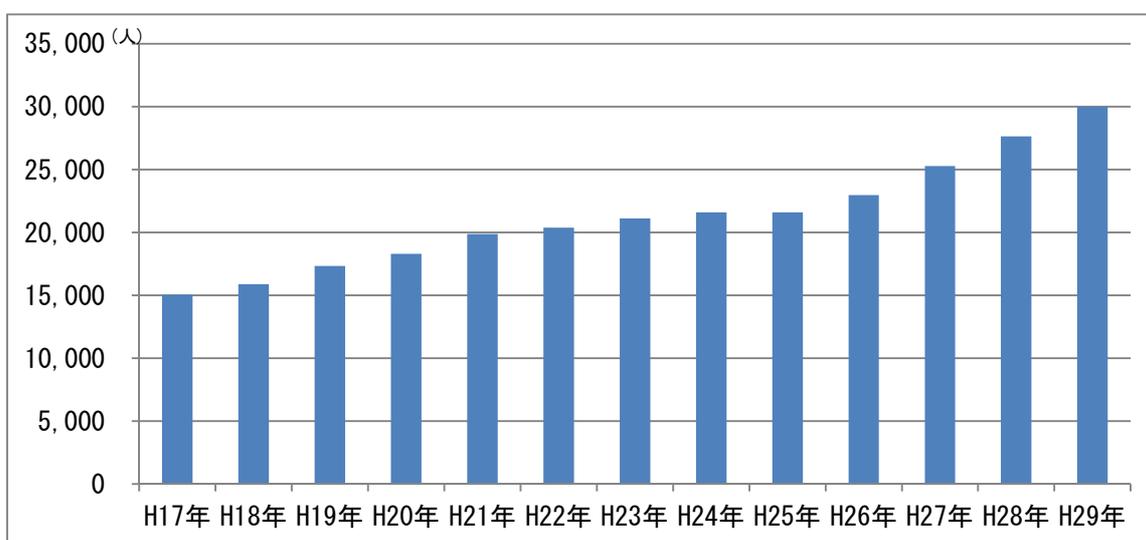
図表 1 全国における在留外国人の数上位市町村（平成 27 年 12 月末日現在）



資料：法務省統計

平成 29 年 1 月 1 日現在、市内の外国人は 29,989 人（市の人口の 5.0%）で、平成 17 年 1 月 1 日現在 15,049 人（市の人口の 3%）の約 2.0 倍に増えています。

図表 2 川口市における外国人の数の推移（各年 1 月 1 日現在）



※H23 年以前は旧鳩ヶ谷市との合併前のため、鳩ヶ谷地域の外国人数を含みません。

資料：川口市統計

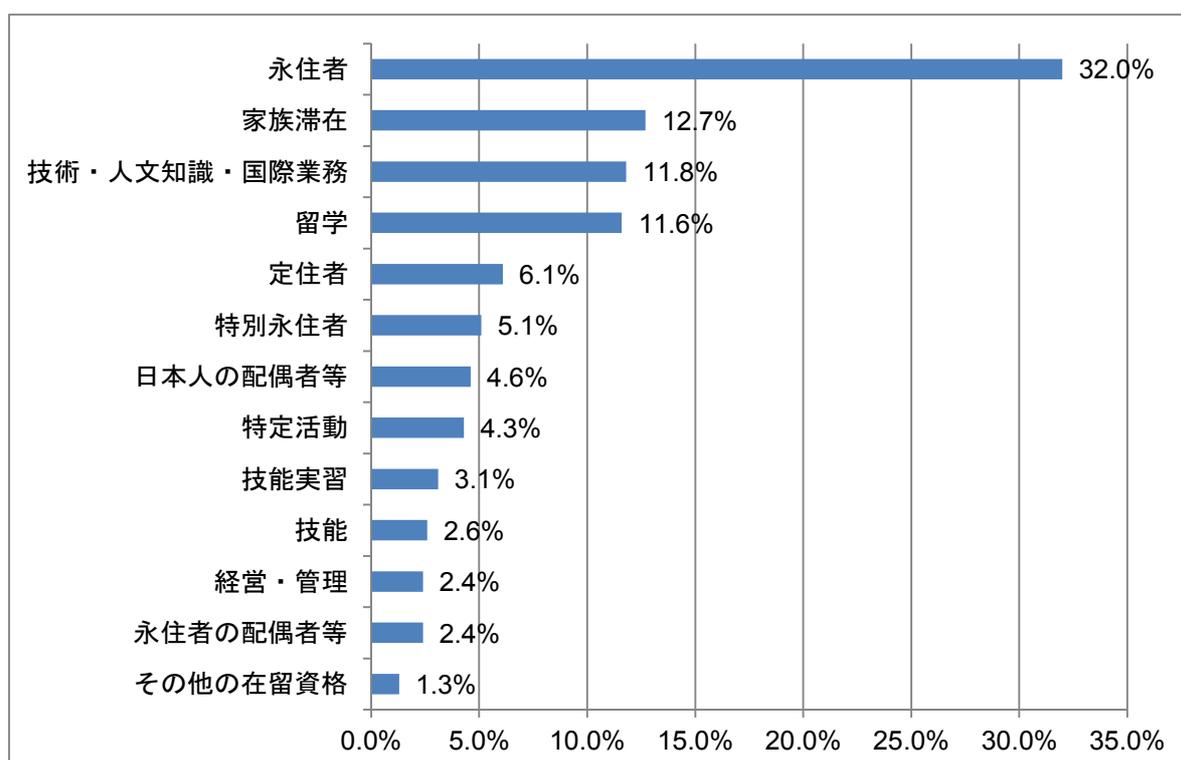
2 在留資格別でみる外国人の状況

川口市に在住する外国人を在留資格別でみると、平成29年1月1日現在では、「永住者・日本人や永住者の配偶者等、定住者」を合計した人数は13,524人で、外国人全体に占める割合は45%になっており、本市における外国人定住化の傾向を示しているといえます。

図表3 川口市における外国人の数（在留資格別 平成29年1月1日現在）

順位	在留資格	人数（人）	比率（%）
1	永住者	9,605	32.0
2	家族滞在	3,813	12.7
3	技術・人文知識・国際業務	3,535	11.8
4	留学	3,488	11.6
5	定住者	1,825	6.1
6	特別永住者	1,538	5.1
7	日本人の配偶者等	1,376	4.6
8	特定活動	1,299	4.3
9	技能実習	942	3.1
10	技能	768	2.6
11	経営・管理	721	2.4
12	永住者の配偶者等	718	2.4
	その他の在留資格	361	1.3
	合計	29,989	100

資料：川口市統計



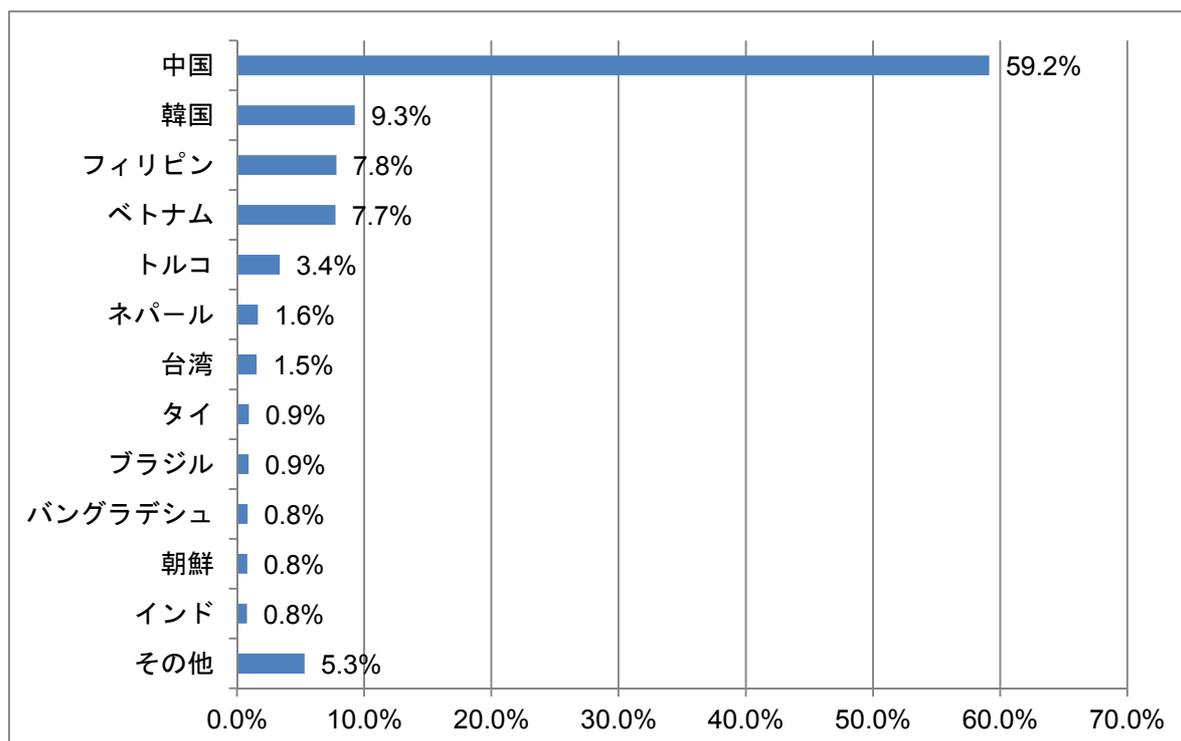
3 国籍・地域別でみる外国人の状況

平成 29 年 1 月 1 日現在、川口市では 99 の国・地域に及び外国人が在住しており、国籍・地域別でみると、中国が 17,741 人で外国人全体に占める割合が約 60%と最も多く、以下、韓国、フィリピン、ベトナム、トルコと続いています。

図表 4 川口市における外国人の数（国籍・地域別 平成 29 年 1 月 1 日現在）

順位	国籍・地域	人数（人）	比率（%）
1	中国	17,741	59.2
2	韓国	2,775	9.3
3	フィリピン	2,346	7.8
4	ベトナム	2,322	7.7
5	トルコ	1,009	3.4
6	ネパール	491	1.6
7	台湾	462	1.5
8	タイ	279	0.9
9	ブラジル	270	0.9
10	バングラデシュ	250	0.8
11	朝鮮	242	0.8
12	インド	232	0.8
	その他の国籍・地域	1,570	5.3
	合計	29,989	100

資料：川口市統計



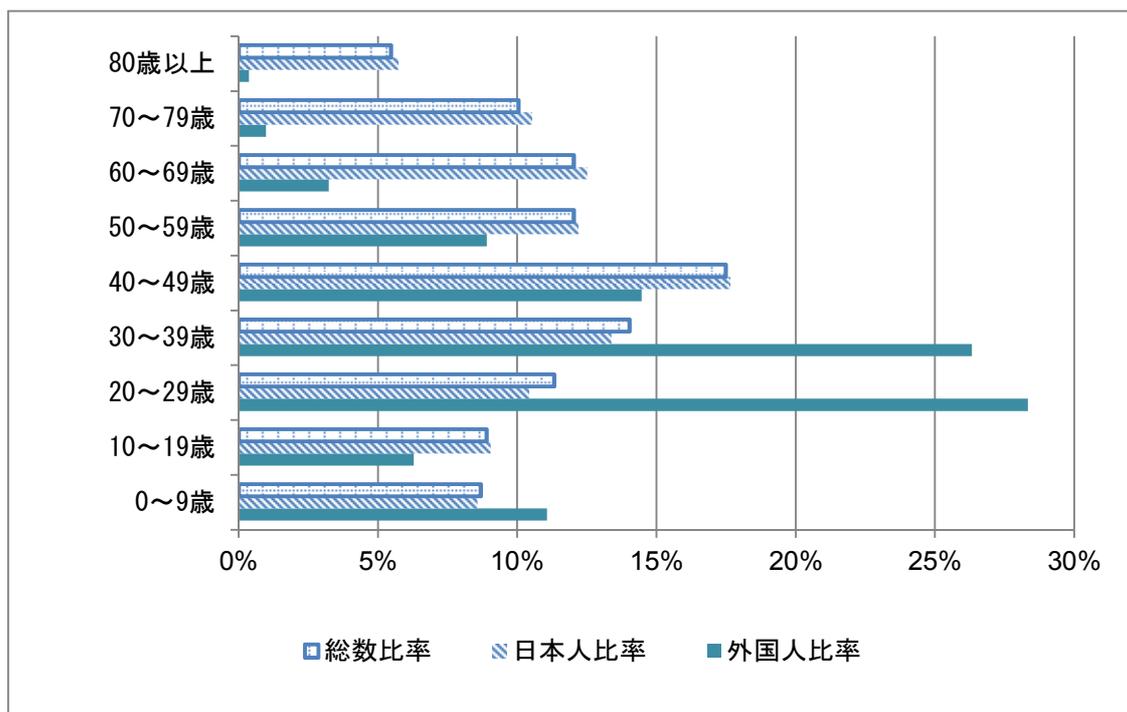
4 年齢別でみる外国人の状況

平成29年1月1日現在、川口市の外国人数を年齢別で見ると、15歳以上65歳未満の生産年齢人口の割合が、日本人が63%であるのに対し、外国人は84%と非常に高く、少子高齢化や人口減少社会による労働力不足解消の担い手として期待されます。

図表5 川口市の年齢階級別人口（平成29年1月1日現在）

年齢階級別 (歳)	外国人	比率 (%)	日本人	比率 (%)	総数	比率 (%)
0～9	3,320	11.1	48,415	8.6	51,735	8.7
10～19	1,887	6.3	51,092	9.0	52,979	8.9
20～29	8,499	28.3	58,927	10.4	67,426	11.3
30～39	7,893	26.3	75,641	13.4	83,534	14.0
40～49	4,340	14.5	99,810	17.6	104,150	17.5
50～59	2,671	8.9	68,976	12.2	71,647	12.0
60～69	971	3.2	70,697	12.5	71,668	12.0
70～79	296	1.0	59,508	10.5	59,804	10.0
80以上	112	0.4	32,440	5.7	32,552	5.5
合計	29,989	100.0	565,506	100.0	595,495	100.0

資料：川口市統計



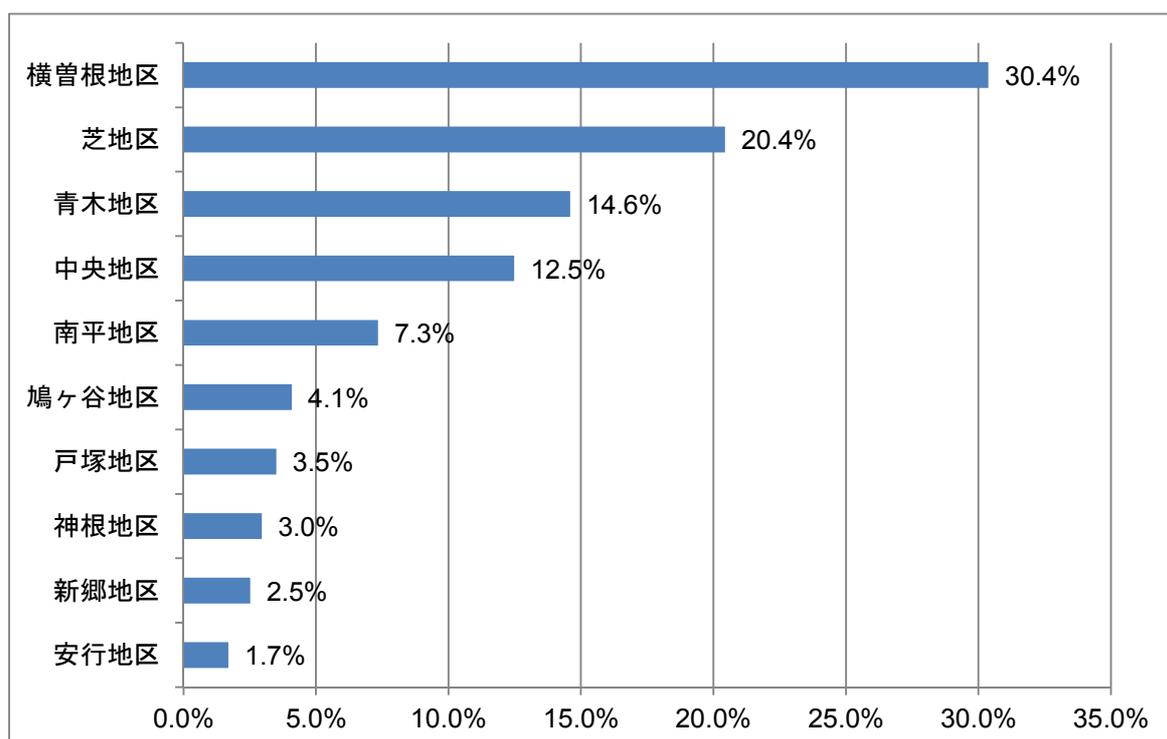
5 地区別でみる外国人の状況

川口市の外国人数を地区別で見ると、横曽根地区が9,110人と最も多く、次いで芝地区6,129人、青木地区4,377人、中央地区3,743人、南平地区2,203人で、上位5地区で外国人全体の80%以上を占めています。

図表6 川口市の地区別外国人の数（平成29年1月1日現在）

	地区	人数（人）	比率（%）
1	横曽根地区	9,110	30.4
2	芝地区	6,129	20.4
3	青木地区	4,377	14.6
4	中央地区	3,743	12.5
5	南平地区	2,203	7.3
6	鳩ヶ谷地区	1,224	4.1
7	戸塚地区	1,052	3.5
8	神根地区	887	3.0
9	新郷地区	756	2.5
10	安行地区	508	1.7
	合計	29,989	100.0

資料：川口市統計



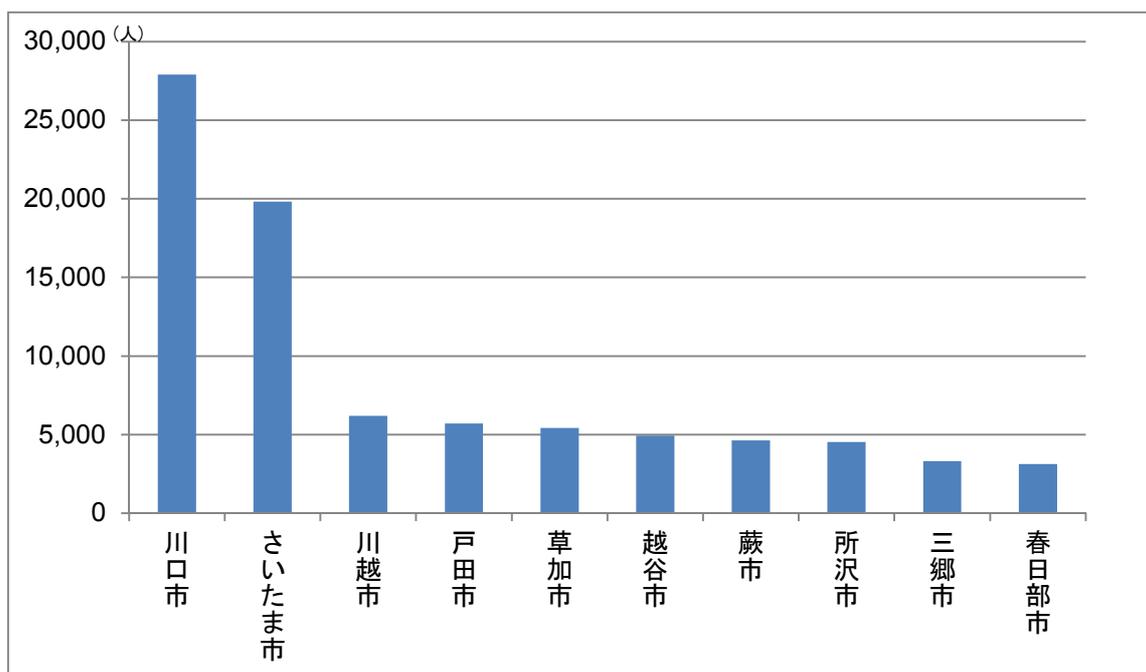
6 埼玉県における川口市の状況

埼玉県内における市町村別在留外国人数は、川口市が27,906人と最も多く、さいたま市が19,829人と続きます。住民に対する外国人構成比は、蕨市が6.4%と最も多く、川口市が4.8%と続いています。

図表7 埼玉県における外国人の数上位市町村（平成27年12月末現在）

順位	市町村名	外国人の数（人）
1	川口市	27,906
2	さいたま市	19,829
3	川越市	6,192
4	戸田市	5,710
5	草加市	5,428
6	越谷市	4,948
7	蕨市	4,642
8	所沢市	4,526
9	三郷市	3,317
10	春日部市	3,135

資料：埼玉県国際課調べ



第3章 多文化共生をめぐる現状

1 日本語習得の必要性

外国人住民が安心して地域で生活を送るためには、地域の人たちとお互いにコミュニケーションができることが重要で、そのためには地域のコミュニケーションで使われる日本語の習得が必要となります。

文部科学省の調査では公立小中高校などに在籍する外国人児童生徒のうち、日常生活や授業に支障があり、日本語指導が必要な子どもは、平成28年5月1日時点で全体の4割にのぼり、そのうち実際に特別な指導を受けている子どもの割合は76.9%にとどまっているとされており、今後はさらなる支援が必要です。

また、学齢期を過ぎた大人の外国人住民についても日本語の習熟度が不十分な人がいることから、日本語の学習意欲の醸成と日本語学習の支援が必要です。

2 多言語による情報提供

日本語の能力が十分でない外国人住民の日本語学習を支援していく一方で、多言語によるわかりやすい情報提供も必要です。

本市では、外国人住民の利用頻度が高い書類や情報については、多言語による情報提供や啓発が進んできました。

しかし、税や年金、福祉といった日本の様々な制度の理解についてはまだまだ進んでいないのが現状で、さらなる取り組みの加速が必要です。

3 コミュニケーションによる理解と協調

外国人住民が安心して暮らせる多文化共生社会は行政だけで実現できるものではありません。日本人住民と外国人住民が地域でお互いにコミュニケーションができることが重要です。外国人住民の中には、日本語の習熟度が十分でない人も多くいるため、日本語が理解できないことや情報が正確に伝わらないことにより、ルールやマナーの誤解やトラブルが生じることがあります。

地域でのコミュニケーションが十分でない場合、日本人・外国人住民相互の理解や協調が不十分になり、外国人住民が孤立して地域への参加の機会が失われてしまうことから、地域でのコミュニケーションの支援が必要です。

4 日常生活を送るための環境

(1) 居住

本市で実施したアンケート調査で、外国人住民の住家の種類は「民間の共同住宅」46.4%、「公営の共同住宅」5.1%、と5割方を賃貸住宅が占めています。一方で、賃貸住宅に入居しようとする際、敷金・礼金など外国人には一般的でない慣行があることや、保証人を探すのに苦労したり外国人という理由で入居を断られるなど、様々なトラブルが発生することがあります。

(2) 教育

教育にあっては外国人に就学義務は課せられていないものの、日本人と同様に扱うものとされていることから、日本の教育制度の周知や就学の促進を進めていく必要があります。一方で、外国人児童生徒については、言葉の壁によりコミュニケーションがうまく取れなかったり、学校での授業の理解に支障をきたすことがあり、現状としては、学校に通っている児童生徒の4割程度には特別な日本語指導が必要とされています。

(3) 労働

外国人住民が地域で自立した生活を送るためには、労働できる環境を整えていくことが必要です。就業はもちろんのこと、低賃金や長時間労働、不当な解雇、社会保険の未加入など、外国人住民の労働環境をめぐる課題や問題は様々であり、その解決には行政の支援も必要です。

厚生労働省によれば、わが国で働く外国人の数は年々増加しており、平成28年10月現在で108万人と日本の全就業者の2%近い水準になっています。この5年間で58%と大幅に増加していますが、伸びが目立つのは留学生のアルバイトと技能実習生で、全体の4割以上を占めています。

市内の中小企業についても労働力不足解消の担い手として外国人住民を雇用し活用する立場にあることから、外国人住民の労働環境を改善することに努め、行政と一体となって川口市の元気なまちづくりを推進していく姿勢が求められています。

(4) 医療・保健・福祉

外国人住民のライフステージは多様化し、入院や出産、子どもの健康など、外国人住民が日本の医療や福祉サービスを受けなければならない場面は増えています。しかし、公的医療保険に未加入で医療費が高額になることをおそれて重症になるまで受診しなかったり、言葉の壁により病院に行っても適切な診察を受けられなかったりするなど、安心して医療サービスを受けられない懸念があります。

また、健康診断、感染症対策、介護など、保健や福祉の分野においても制度が十分に理解されていなかったり、言葉の壁により、適切な保健・福祉サービスに支障をきたすことがあります。

現在、本市における外国人住民は生産年齢人口の比率が高く、まだそれほど高齢化の問題は表面化していませんが、将来的には徐々に高齢化の波が押し寄せてくることが予想され、医療や介護などで外国人住民向けの高齢化施策も必要になってくるでしょう。

(5) 防災・防犯

日本語が十分でない外国人住民は、災害発生時に被害情報や避難情報が得らなかったり、避難所でうまくコミュニケーションがとれず、災害弱者になってしまうおそれがあります。

地域の生活においても、日本語の理解が不十分なために防犯情報を理解できず、犯罪に巻き込まれてしまうおそれがあります。

外国人住民が地域で安心して暮らしていくためには、日本語の習得や多言語による防災・防犯の情報提供といったサポートが必要です。

また、行政からの支援だけに頼るのではなく、地域に在住し、防災リーダーとして活躍できる外国人住民にも、自助・共助の観点から「支援する側」として協力してまちづくりに参加する姿勢が必要になってくるかもしれません。

第4章 指針の基本的な考え方

1 基本理念

日本人住民と外国人住民の多様性を活かした元気な川口のまちづくり

「多文化共生」という考え方の基本は、日本人住民も外国人住民も、互いに文化的な違いを認め合い、ともに地域社会を支える主体であるという認識が重要です。川口市では、年々外国人住民が増加し続けており、様々な国籍・民族の外国人が地域で暮らしています。日本人住民も外国人住民もそれぞれが持つ魅力や個性、多様性を活かし、多様な主体が共生共存できる元気な川口のまちづくりを進めていきます。

2 基本方針

・ 多文化交流	⇒	さまざまな交流や啓発の活性化
・ 多文化理解	⇒	誰もがお互いを尊重・理解し合える環境づくり
・ 多様な文化の躍動	⇒	人権を尊重し、外国人住民の多様性を活かしたまちづくり

これまで「支援の対象」でしかなかった外国人住民の多様性をまちづくりの新たな資源として掘り起こし、外国人住民もまちづくりに積極的に参加して活躍できる外国人目線でのまちづくりも推進し、魅力的で持続的に発展できるまちづくりをめざします。

日本人住民と外国人住民のさまざまな交流や啓発の機会を設け、豊かな個性を発揮し、誰もがお互いに尊重・理解し合える環境を整え、人権を尊重し、差別のない、安心して暮らせる多文化共生のまち・川口をめざしていきます。

3 基本指標

多言語ボランティアの登録者数	
現状値（平成28年度） 64人	⇒ 目標値（平成34年度） 90人
市に登録される多言語ボランティアを増員して、多文化共生事業の充実を図ります。	

多文化共生事業の参加者数	
現状値（平成28年度） 620人	⇒ 目標値（平成34年度） 外国人住民数の伸び率を上回る人数
多文化共生事業の参加者数が外国人住民数の伸び率を上回る人数に増加することをめざします。	

多文化共生事業の満足度

現状値（平成28年度）

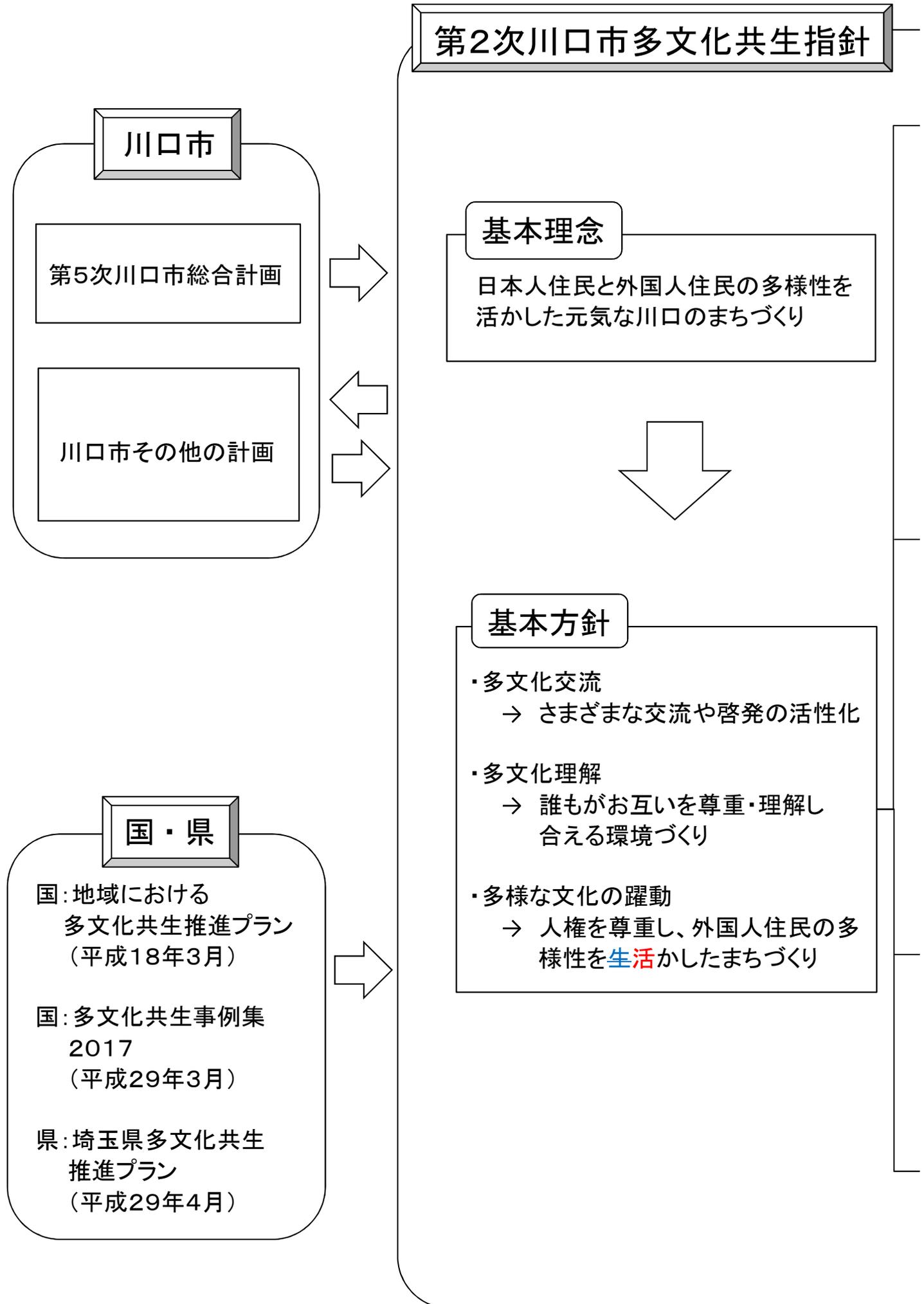
未調査



目標値（平成34年度）

80%以上

多文化共生事業参加者向けアンケートにおいて、満足度の向上をめざします。



1 コミュニケーション支援

- (1) 多様な言語を活用した情報提供
 - ア 多様なメディアによる情報提供
 - イ ユニバーサルデザイン・ピクトグラムの活用
- (2) 地域生活のためのオリエンテーション実施
- (3) 外国人住民のための相談窓口の設置
- (4) 日本語学習の支援

2 生活支援

- (1) 居住
 - ア 住居相談の対応
- (2) 教育
 - ア 学校
 - (ア) 外国人の子どものための日本語指導
 - (イ) 外国語教育の充実
 - (ウ) 不就学の子どもへの対応
 - イ 幼児教育
 - (ア) 幼児教育制度の周知および多文化対応
 - ウ 進路支援
 - (ア) 幼児や児童生徒への子育て支援
 - (イ) 進学相談
- (3) 労働
 - ア 外国人労働者への支援
- (4) 医療・保健・福祉
 - ア 外国語対応が可能な病院・薬局に関する情報提供
 - イ 医療機関における多言語対応の推進
 - ウ 医療通訳者の養成・活用
 - エ 健康診断や健康相談の実施
 - オ 保育などの子育て情報の提供
 - カ 高齢者・障害者への対応
- (5) 防災・防犯
 - ア 災害時における多言語対応
 - イ 通訳等災害ボランティア派遣体制の整備
 - ウ 外国人に特化した防災啓発
 - エ 外国人に特化した防犯・交通安全啓発

3 多文化共生の地域づくり

- (1) 地域社会への参加
 - ア 地域住民等に対する多文化共生の啓発
 - イ 町会・自治会等を中心とする取り組みの推進
 - ウ 外国人住民の町会・自治会への参加促進
- (2) ボランティア等との協働体制構築
- (3) キーパーソン・ネットワークの構築

4 地域活性化やグローバル化への貢献

- (1) 国際(多文化)交流
 - ア 中学生及び高校生の海外派遣
 - イ ホームステイの斡旋
- (2) 国際(多文化)理解
 - ア 多文化共生をテーマにした交流イベントの開催
 - イ 多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進
 - ウ 地域の外国人住民の多様性を活用した多文化共生の推進
 - エ ヘイトスピーチなどの差別・いじめの対策
- (3) 外国人住民の意見を地域の施策に反映させる仕組みの導入

多文化共生推進施策の展開

本市では、日本人住民と外国人住民が多様な価値観を認め合いながら、ともに学び、ともに働き、ともに安心して暮らしやすい、そして気軽に訪れて快適に過ごしやすい多文化共生社会の実現をめざしています。

その実現のために必要な施策を総務省作成の多文化共生事例集を基に大きく四つに区分しました。

一つ目が、「1 コミュニケーション支援」です。これは、日本語の運用能力や日本の社会に関する知識や理解にかかわるコミュニケーション上の問題を抱える外国人住民を支援することを目的としています。

続いて、「2 生活支援」です。定住化の傾向が見られる本市において、外国人住民が地域の中で安心して生活ができるよう、生活環境を整備し、定住化に伴う生活上の様々な課題に関して、総合的な支援を行うことを目的としています。

三つ目が、「3 多文化共生の地域づくり」です。外国人住民に対する支援を円滑に行うため、地域住民全体の多文化共生に関する理解が大変重要となってきます。外国人住民も地域社会の一員として、日本人住民とともに様々な活動に従事できるよう促します。

最後の一つが、「4 地域活性化やグローバル化への貢献」です。言葉や文化の壁を越え、人や企業のグローバルな交流を推進し、外国人がもたらす多様性を積極的に元気な川口のまちづくりに活用することをめざします。

以上四つの区分において、現在多文化共生を推進すべく取り組んでいる施策は、以下のとおりです。

1 コミュニケーション支援

(1) 多様な言語を活用した情報提供

本市では、既にごみの出し方などをはじめ、外国人住民の生活に必要な情報を多言語で市のホームページに掲載したり、窓口でパンフレットなどを配布し、周知を図っています。

また、外国人住民を対象とした簡易な生活相談窓口を設置したり税と年金の講習会を実施するなど、通訳や翻訳を積極的に取り入れて管轄する担当課と連携し、外国人住民のニーズに見合った情報提供や相談業務の充実に取り組んでいます。多言語による情報提供の他、やさしい日本語を活用するなど外国人住民にとってわかりやすい情報の提供についてさらに取り組んでいきます。

情報発信のメディアについては、川口市からの情報を掲載したチラシなどが市の窓口や公民館などに置かれていても、外国人住民の行動範囲に合致しておらず、なかなか周知に至っていないことから、SNSを活用するなど効果的な情報発信のあり方を引き続き模索する必要があります。

ア 多様なメディアによる情報提供

事業名	ホームページ自動翻訳サービス	担当課	情報政策課
内容	外国人向けに川口市ホームページを4ヶ国語(英語、中国語、韓国語、ポルトガル語)に自動で翻訳するサービスを提供します。		

事業名	市営駐車場案内看板の整備	担当課	管財課
内容	駐車場案内看板の整備を行い、外国人にも分かるように日本語の案内だけでなく、新たに車やバイクのイラストを案内看板に取り入れております。		

事業名	多言語通翻訳	担当課	協働推進課
内容	多言語による情報提供の充実及び地域の問題解決のために、各機関及び町会・自治会からの通翻訳依頼は、国際交流員・外国人相談員・語学ボランティアを活用します。		

事業名	多文化共生情報誌	担当課	協働推進課
内容	日本人住民と外国人住民がお互いの文化や習慣の理解を深めるための記事を編集委員により多言語で作成し、各機関に配布します。		

事業名	外国語版家庭ごみの分け方・出し方	担当課	廃棄物対策課
内容	外国籍市民に多言語(英語、中国語、ハングル、タガログ語、ベトナム語、トルコ語)で、家庭ごみの分別・排出方法の周知・徹底を図るため、「外国語版家庭ごみの分け方・出し方」のパンフレットを作成し、市窓口・各支所等で随時配布します。		

事業名	外国語版家庭ごみ収集日早見表	担当課	廃棄物対策課
内容	外国籍市民に多言語(英語、中国語、ハングル、タガログ語、ベトナム語、トルコ語)で家庭ごみの収集日の周知・徹底を図るため、「外国語版家庭ごみ収集日早見表」のパンフレットを作成し、市窓口・各支所等で随時配布します。		

事業名	川口市ごみの分別ガイド(WEBアプリ)	担当課	廃棄物対策課
内容	日本語、英語、中国語、ハングル、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、トルコ語の9ヶ国語に対応した家庭ごみの分別ガイドです(スマートフォン以外の携帯電話から見る場合、日本語と英語のみ対応)。 住所ごとに、家庭ごみの収集日を検索できます。また、ごみの品目ごとに、分け方や出し方のポイントを検索できます。		

事業名	外国語版転出・転入時手続きご案内	担当課	水道サービス課
内容	外国人住民向けに多言語(英語・中国語・韓国語・タガログ語・トルコ語・ベトナム語)で、水道の使用についての周知を図るため、「外国人用転出・転入時手続きご案内」のパンフレットを作成し、市窓口等で随時配布します。		

事業名	外国語資料の収集および提供	担当課	中央図書館
内容	英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・タガログ語を中心に外国語図書を収集、閲覧・貸出サービスに供します。また、英語・中国語・韓国語の新聞や英語・韓国語の雑誌も少数だが収集、閲覧に供します。貸出サービスは、日本での現住所を確認できる証明(在留カードなど)があれば利用できます。また、上記の証明がない場合も、館内で閲覧することは可能です。		

事業名	各種申込書の外国人利用者対応	担当課	中央図書館
内容	利用登録申込書は英語を併記します。		

事業名	外国語版ホームページ	担当課	中央図書館
内容	図書館ホームページに外国語のページを設け、外国語版利用案内を公開しています。蔵書検索システムについて、英語で利用できるページがあり、館内検索機では、英語のほか中国語、韓国語、ポルトガル語での検索が可能です。		

事業名	カウンター標記や掲示物の外国人利用者対応(中央図書館のみ)	担当課	中央図書館
内容	貸出カウンターや返却カウンターの標記、及び休館日案内は英語を併記。外国語資料コーナーの掲示物は外国語版のものを作成し掲示します。また、コピーサービスやインターネット利用など、各サービスの利用手順については、外国語訳をカウンターに設置します。		

事業名	企画展覧会図録の発行	担当課	文化推進室(アートギャラリー)
内容	企画展覧会開催に伴い制作する図録に英語訳を記載します。		

イ ユニバーサルデザイン・ピクトグラムの活用

事業名	市営駐車場案内看板の整備	担当課	管財課
内容	駐車場案内看板の整備を行い、外国人にも分かるように日本語の案内だけでなく、新たに車やバイクのイラストを案内看板に取り入れております。		

(2) 地域生活のためのオリエンテーション実施

外国人住民が地域で暮らしていくために必要な制度を理解し行政サービスを享受できるよう、講習会等オリエンテーションを実施して周知を図ります。

事業名	外国人住民対象の税と年金の講習会	担当課	協働推進課
内容	外国人住民が、母国とは異なる日本の税・年金制度について理解を深め、納税の義務を果たし、必要なサービスを享受できるよう講習会を実施します。		

(3) 外国人住民のための相談窓口の設置

外国人住民が自立し、いきいきと暮らしていくために、相談窓口を設置することで、必要な情報を提供したり、わからないことや悩みごとの解決を支援します。

事業名	外国人相談窓口	担当課	協働推進課
内容	外国人相談窓口を設置し、国際交流員・外国人相談員を配置することで、外国語で市の情報提供、簡易な生活相談、日本語教室の案内などを行います。 受付日時：毎週火～土曜日 午前10時～午後5時 受付方法：電話、来所		

事業名	外国人通訳・相談出張窓口	担当課	協働推進課、市民課
内容	国際交流員（外国人相談員）を通訳者として定期的に本庁舎1階（市民課窓口前）へ派遣することで、外国人の行政手続きを円滑に行えるよう支援します。		

事業名	外国人諸手続相談	担当課	市民相談室
内容	婚姻、離婚、帰化申請、在留許可、出入国などの手続きについて相談したい外国人に対し、埼玉県行政書士会川口支部が実施しています。（日本語による相談）毎月第1・3水曜日の午後1時半から1人30分で5名まで受け付けています。		

(4) 日本語学習の支援

川口市内では、ボランティア日本語教室が19(平成29年5月現在)開設されており、日本語の習得が不十分な外国人住民をボランティア日本語教室に案内しています。また、日本語ボランティア入門講座並びに日本語ボランティアレベルアップ講座を開講し、日本語ボランティアを育成するとともに、ボランティア日本語教室におけるボランティアの充実に努めています。

また、日本語の習得が十分でない外国人の児童生徒を対象に日本語補充指導教室を設置し、さらに市内の小学校21校、中学校7校に日本語指導の教師を加配して、日本語習得の支援を図っています。

さらに、学齢期を過ぎた大人の外国人住民についても日本語の習熟度が不十分な人がいることから、平成31年4月には公立夜間中学を開校し、支援の充実に努めていきます。

事業名	ボランティア日本語教室	担当課	協働推進課
内容	日本で生活している外国人住民が日本語学習の必要性を理解し、ボランティアと一緒に日本語の勉強ができる学習機会の提供を促進します。		

事業名	日本語ボランティア支援事業	担当課	協働推進課
内容	ボランティア日本語教室で活動を始めたい方に「日本語ボランティア入門講座」、外国人住民に対する日本語支援のありかたについて「日本語ボランティアレベルアップ講座」を開催します。		

事業名	日本語補充指導教室事業	担当課	指導課
内容	該当児童生徒に、基本的な日本語能力を身に付けさせ、学校生活への不安を取り除くとともに該当児童生徒の日本語への関心を高め、簡単な日本語でのコミュニケーションがとれるまでにしていきます。		

2 生活支援

(1) 居住

市営住宅に関する情報提供や民間賃貸住宅の借り方、地域における生活マナー・ルールを多言語で提供し、外国人住民が安心して住まいを探せるようにサポートする必要があります。

ア 住居相談の対応

外国人住民が賃貸住宅に入居しようとした際に発生が予想される様々なトラブルに対応するため、外国人相談窓口で相談を受けたり、より専門的な窓口へ誘導するなど、直面する問題の解決を支援します。

事業名	外国人相談窓口（再掲）	担当課	協働推進課
内容	外国人相談窓口を設置し、国際交流員・外国人相談員を配置することで、外国語で市の情報提供、簡易な生活相談、日本語教室の案内などを行います。 受付日時：毎週火～土曜日 午前10時～午後5時 受付方法：電話、来所		

(2) 教育

市内の小中学校に日本語指導の教師を加配、日本語補充指導教室を設置、ボランティア日本語教室への勧奨など、日本語の習得が十分でない外国人の児童生徒の日本語習得をサポートします。

また、児童生徒の保護者についても日本語が不自由な場合もあることから、学校からの連絡や面談など、必要に応じて通訳や翻訳で支援していきます。さらに幼稚園や小中学校、高校への進学など外国人にはあまり一般的でない日本の教育制度について情報提供して理解を促します。

ア 学校

(ア) 外国人の子どものための日本語指導

事業名	日本語補充指導教室事業（再掲）	担当課	指導課
内容	該当児童生徒に、基本的な日本語能力を身に付けさせ、学校生活への不安を取り除くとともに該当児童生徒の日本語への関心を高め、簡単な日本語でのコミュニケーションがとれるまでにしていきます。		

事業名	ボランティア日本語教室（再掲）	担当課	協働推進課
内容	日本で生活している外国人住民が日本語学習の必要性を理解し、ボランティアと一緒に日本語の勉強ができる学習機会の提供を促進します。		

(イ) 外国語教育の充実

小中学校へのネイティブスピーカーの配置や文部科学省の指導要領改訂による小学校中学年の外国語科新設に対応するため専任教員を増強するなど、外国語教育のさらなる充実に努めます。

(ウ) 不就学の子どもへの対応

外国の文化にルーツをもつ子どもの中には、様々な事情により小中学校に通えない児童生徒がいます。本人やその家族の将来のためにも義務教育課程を修了することが望まれることから、小中学校への就学を促していく必要があります。

イ 幼児教育

(ア) 幼児教育制度の周知および多文化対応

事業名	こんにちは赤ちゃん事業 (中国語対話集の作成)	担当課	子育て相談課
内容	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、家庭と地域社会をつなぐ最初の機会を提供することを目的とする事業で、対話集の作成により外国人住民世帯を訪問した際の円滑な交流を促進します。		

ウ 進路支援

(ア) 幼児や児童生徒への子育て支援

事業名	川口市外国人幼児・児童生徒保護者に対する補助金	担当課	子ども総務課
内容	外国人幼稚園に在籍する幼児の保護者、又は外国人学校に在籍する児童生徒の保護者に補助金を交付します。		

(イ) 進学相談

事業名	日本語を母語としない子どもと保護者のための高校進学相談会	担当課	協働推進課
内容	進学を希望しているが、入試制度の知識不足や言葉の壁のために進学をあきらめている外国籍生徒やその保護者に対して、入試や学校生活・学費などの進学に関する基本的な情報提供をします。		

(3) 労働

外国人労働者についても労働関係法令(労働基準法、最低賃金法、労働者派遣法、職業安定法、雇用保険法、健康保険法など)が適用されます。外国人労働者のトラブルについては、相談内容に応じて所管する行政機関につなぎ、早期解決を支援します。

ア 外国人労働者への支援

技能実習生及び研修生を対象に、川口市で生活する上で必要な生活マナー等の情報提供に加え、地域により馴染めるよう日本人住民との交流会を開催します。

(4) 医療・保健・福祉

医療の現場においては多言語音声翻訳アプリを活用したり、外国語が通じる医療施設の情報提供を行います。また、保険に加入していないことにより医療費が高額になることが懸念される場合は、無料低額診療制度を紹介して医療機関への早期受診を促します。

保健や福祉についても情報提供の多言語化により、外国人住民の適切な制度理解と健康増進を図ります。

ア 外国語対応が可能な病院・薬局に関する情報提供

外国人住民が言葉の壁による不安感から、医療機関での受診をためらうことを解消するため、埼玉県の情報提供システムなどを活用して、外国語対応が可能な病院や薬局の情報提供を行います。

イ 医療機関における多言語対応の推進

医療機関に来院する外国人住民の中には日本語の理解度が低い人も多くいるため、多言語の翻訳が載っているコミュニケーションシートやタブレット端末等の翻訳アプリといったツールの活用、通訳の派遣・配置などを行うことにより、医療機関における多言語対応に努めます。

ウ 医療通訳者の養成・活用

通訳ボランティア向けの医療通訳者養成講座を開催し、医療現場で活躍できる医療通訳者の養成をするとともに、積極的に活用することを努めます。

エ 健康診断や健康相談の実施

健康で充実した日常生活を送るためには、健康診断や健康相談により病気を予防していく取り組みが必要であることから、外国人住民向けに多言語による周知を行い、外国人住民も行きやすい健康診断や健康相談の実施に配慮します。

オ 保育などの子育て情報の提供

外国人住民が自立して充実した生活を送るためには、働く世代に保育などの子育て情報を提供する必要があります。そのため、多言語の情報提供により制度の理解を促し、子育てを支援します。

カ 高齢者・障害者への対応

事業名	外国人高齢者等福祉手当	担当課	長寿支援課
内容	年金受給資格のない在日外国人高齢者及び在日外国人障害者の福祉の増進を図ることを目的として、川口市の住民基本台帳に記載されており、引き続き1年以上居住している、かつ法務大臣の永住許可及び特別永住許可を受けている大正15年4月1日以前に出生した方、又は昭和57年1月1日で満20歳以上で重度の障害手帳の交付を受けている方に対し月額5,000円を支給します。		

(5) 防災・防犯

災害発生時に外国人住民が孤立して災害弱者になってしまうことがないように、普段から日本語の習得を支援したり、防災訓練に参加して地域とつながること、災害に対する備えを周知していきます。

さらには外国人が「支援する側」として主体的に地域の防災に関わっていくことを推進し、自助や共助を促していきます。

また、災害発生時は多言語による情報提供や通翻訳ボランティアの活用による支援を行います。防犯についても、多言語による防犯情報の提供や交通安全教育を行い、外国人住民が犯罪や事故に巻き込まれずに、地域で安心・安全な暮らしが送れるように支援していきます。

ア 災害時における多言語対応

災害発生時に外国人住民が安全な行動を取れるように、多言語による情報提供を行います。

イ 通訳等災害ボランティア派遣体制の整備

事業名	災害ボランティアの派遣	担当課	協働推進課
内容	災害時には、川口市地域防災計画に基づき、通翻訳を行う語学ボランティアを派遣します。		

ウ 外国人に特化した防災啓発

事業名	防災訓練講習会	担当課	協働推進課
内容	地震等の災害についての知識や災害時の適切な対応を理解するための基礎的な訓練を防災課・川口市社会福祉協議会と一緒に指導します。		

エ 外国人に特化した防犯・交通安全啓発

多文化共生情報誌やチラシ、イベントなどを活用して、多言語による防犯・交通安全の啓発を行います。

3 多文化共生の地域づくり

(1) 地域社会への参加

本市では、地域の自治会や町会の要望に応じて、地域における交流機会としてオリエンテーションを実施したり、日本人住民向けの国際理解講座を実施して多文化共生意識の醸成を図っています。

さらには、多文化共生情報誌を発行し、日本人住民と外国人住民の相互理解を促進して、お互いがその個性を尊重して差別のない暮らしやすいまちづくりを進めます。

外国人住民をまちづくりの担い手として捉えるためにも、町会・自治会をはじめとする地域コミュニティへの参加促進に努めています。また、日本人住民に対する多文化共生の意識啓発を進めていくことが、市民相互の理解と協調につなげるためにも重要であると考えます。

ア 地域住民等に対する多文化共生の啓発

事業名	国際理解講座	担当課	協働推進課
内容	国際交流員・外国人相談員を地域に派遣し、外国の文化・習慣等について講座を行うことで、市民の国際理解や多文化共生を促進します。		

事業名	地域住民との交流会	担当課	協働推進課
内容	川口市で生活するうえで必要な生活マナー、ごみ出しのルール、町会・自治会の仕組み等の情報提供に加え、外国人住民が地域により馴染めるよう日本人住民との交流会を合わせて開催します。		

イ 町会・自治会等を中心とする取り組みの推進

事業名	地域住民との交流会（再掲）	担当課	協働推進課
内容	川口市で生活するうえで必要な生活マナー、ごみ出しのルール、町会・自治会の仕組み等の情報提供に加え、外国人住民が地域により馴染めるよう日本人住民との交流会を合わせて開催します。		

事業名	多言語通翻訳（再掲）	担当課	協働推進課
内容	多言語による情報提供の充実及び地域の問題解決のために、各機関及び町会・自治会からの通翻訳依頼は、国際交流員・外国人相談員・語学ボランティアを活用します。		

ウ 外国人住民の町会・自治会への参加促進

外国人住民が「支援する側」としてまちづくりに参加するために、自治会制度の周知を図るとともに、地域の町会や自治会への参加を啓発・促進します。

(2) ボランティア等との協働体制構築

ボランティア日本語教室の運営に特化した課題を検討・協議し情報共有を図るボランティア日本語教室連絡会議の設置、日本語ボランティアの育成や活動拠点となる施設の貸出し等、ボランティア日本語教室の継続的・安定的な活動のための支援を行っています。また、大規模災害発生時には、通翻訳ボランティアを派遣するなど、ボランティア等との協働体制の構築に努めます。

事業名	ボランティア日本語教室連絡会議	担当課	協働推進課
内容	ボランティア日本語教室の運営に特化した課題を検討・協議し、情報共有することで、各団体のレベルアップにつなげるとともに、多文化共生を推進する。		

事業名	日本語ボランティア支援事業（再掲）	担当課	協働推進課
内容	ボランティア日本語教室で活動を始めたい方に「日本語ボランティア入門講座」、外国人住民に対する日本語支援のありかたについて「日本語ボランティアレベルアップ講座」を開催します。		

事業名	災害ボランティアの派遣（再掲）	担当課	協働推進課
内容	災害時には、川口市地域防災計画に基づき、通翻訳を行う語学ボランティアを派遣します。		

(3) キーパーソン・ネットワークの構築

地域の多文化共生社会を形成していくために、日本人住民や外国人住民の中にリーダーとしての役割を果たせる人材や、相互の橋渡しができる意欲ある人材を発掘し、活用するためのネットワークを構築していくことに努めます。

4 地域活性化やグローバル化への貢献

(1) 国際（多文化）交流

多文化共生意識涵養の一環として、中学生及び高校生等の海外への派遣や海外からの留学生の受け入れを行い、国際（多文化）交流を促進します。

ア 中学生及び高校生の海外派遣

事業名	中学生海外派遣事業	担当課	指導課
内容	オーストラリア・シドニーへ中学2年生を派遣し、ホームステイをしながら現地校での授業参加と野外活動を通して交流を深める。派遣期間は夏季休暇中10日間。		

事業名	高校生海外派遣事業	担当課	指導課
内容	市立高等学校に通学している又は川口市内在住の高校1・2年生をカナダ・バンクーバーに派遣し、ホームステイをしながら、現地校での英語による授業や、野外活動に参加することを通じて交流を深め、英語力の向上を図る。		

イ ホームステイの斡旋

事業名	ホームステイ受入先斡旋事業	担当課	協働推進課
内容	教育交流事業に基づき来日した学生及び日本語国際センターで学ぶ外国人日本語教師がホームステイする際に、登録ホームステイボランティアに受入れのあっ旋をします。		

(2) 国際（多文化）理解

日本人住民と外国人住民の相互理解を促進するために、交流イベントを開催したり、国際（多文化）理解教育を推進していきます。

ア 多文化共生をテーマにした交流イベントの開催

事業名	川口市外国人による日本語スピーチコンテスト	担当課	協働推進課
内容	外国人が日本語で意見を発表することにより、市民の国際理解や多文化共生意識を深めることを目的に、実行委員会を組織し開催します。		

事業名	地域住民との交流会（再掲）	担当課	協働推進課
内容	川口市で生活するうえで必要な生活マナー、ごみ出しのルール、町会・自治会の仕組み等の情報提供に加え、外国人住民が地域により馴染めるよう日本人住民との交流会を合わせて開催します。		

イ 多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進

事業名	国際理解講座（再掲）	担当課	協働推進課
内容	国際交流員・外国人相談員を地域に派遣し、外国の文化・習慣等について講座を行うことで、市民の国際理解や多文化共生を促進します。		

事業名	国際理解教育促進事業	担当課	指導課
内容	民間企業のネイティブスピーカーを、市立小・中・高等学校に配置して、外国語活動・国際理解教育の推進等を行います。		

事業名	中国語入門講座	担当課	協働推進課
内容	基礎レベルの中国語を習得するとともに、中国の文化・習慣を理解していただき、多文化共生意識を醸成しながら東京オリンピック・パラリンピックに向けた気運を高めて、多言語ボランティアの養成につなげます。		

ウ 地域の外国人**住民の多様性**を活用した多文化共生の推進

多文化共生を実現するためには、日本人住民だけではなく、「支援する側」として活躍できる**外国人住民を**、まちづくりの担い手としての**外国人住民の活躍**を積極的に活用支援し、多文化共生を推進していく視点も必要です。

多文化共生情報誌を活用して、外国人住民の活動事例や市内中小企業の外国人雇用の成功事例、若い外国人のロールモデルになる川口の外国人の紹介など、外国人住民の**活動活躍事例**を紹介することで、外国人住民の多様性を活かしたまちづくりを可視化できます。

市内の外国人留学生に「グローバル人材育成センター埼玉」を紹介して就職支援を受ける機会を提供したり、市内で外国人留学生のために就職フェアを開催すること、また、外国人住民に「創業・ベンチャー支援センター埼玉」を紹介することで起業を促進したり、本センターと連携し市内で外国人住民のための起業講座を開催することなどにより、外国人の多様性を活かしたまちづくりを推進していくことができます。

また、外国人住民や外国人留学生の協力を得て、市内の新しい観光地を発掘するモデルツアーを実施したり、川口市の魅力を母国向けにSNSで発信してもらうなど、外国人目線でのまちづくりを推進します。

事業名	多文化共生情報誌（再掲）	担当課	協働推進課
内容	日本人住民と外国人住民がお互いの文化や習慣の理解を深めるための記事を編集委員により多言語で作成し、各機関に配布します。		

エ ヘイトスピーチなどの差別・いじめの対策

特定の民族や国籍の人々を排除する差別的言動の解消に向けた取り組みを推進します。

(3) 外国人住民の意見を地域の施策に反映させる仕組みの導入

外国人住民が意見を行政に伝えるための仕組みづくりや、地域の施策に反映させるための多文化共生意識の啓発活動が必要です。

事業名	新規採用職員研修	担当課	協働推進課
内容	新規採用職員研修の一環で、「多文化共生について」という内容で、外国人住民に対する支援・啓発、日本人住民に対する啓発・周知などの取り組み、相互交流の重要性について教示します。		

第6章 計画の推進体制

1 市民、市民団体、関係機関および市の連携

外国人住民を取り巻く問題は生活の幅広い分野にまたがっており、地域全体の課題として、県や市町村、県国際交流協会、警察、市民団体（NPO、NGO、ボランティア団体等）、企業、地縁団体（町会・自治会等）などが適切な役割分担のもとに取り組む必要があります。

2 庁内各課との横断的な連携体制

多文化共生施策や外国人住民を取り巻く問題は幅広く多岐にわたることから、「川口市多文化共生推進庁内連絡会議」により庁内横断的な連携を図り、または必要に応じて各課と個別の連携を図り、様々な問題の解決や多文化共生事業の推進に取り組んでいきます。

3 他の計画等との整合性

本市では、第5次川口市総合計画をはじめとして、様々な個別計画を策定されております。第2次川口市多文化共生指針は、様々な施策と関連することから、総合計画や個別計画と相互に整合を図りながら、計画を推進していきます。

4 計画推進の視点

すべての人が安心して幸せに暮らすことができるように、国籍や民族の異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、男女の人権が尊重され、日本人住民と外国人住民が共生し地域のコミュニティに自ら参加していくことが必要です。

今後も外国人の永住化、定住化が進み、外国人住民数は全体として増加するものと考えられる中、外国人住民も社会を構成する一員であり、その多様性を活かしつつ、支援の担い手としても社会を支えていく存在であるとの視点に立つことが重要となります。

第7章 これからの多文化共生の方向性

1 新たな資源としての外国人住民の多様性を活かしたまちづくり

川口市では、99の国と地域からなり3万人を超える多様で個性豊かな外国人住民が居住しています。これらの外国人住民を「支援される側」から「支援する側」に捉え直して、外国人住民のまちづくりへの参加を促していきます。

第5次川口市総合計画の「めざす姿Ⅲ 産業や歴史を大切にした“地域の魅力と誇りを育むまち”」の「5 地域資源の活用」における単位施策と主な取り組みの中に「既存の地域資源に加えて新たな資源の掘り起こしやブランド化を促進し、また、活用のための環境整備を行います。」との方向性が示されています。また、同計画の「基本構想」にも「本市の限られた資源を効果的・効率的に活用して、多くの人々から選ばれるまちをめざす。」と示されています。

これまで支援の対象でしかなかった外国人住民を、多様性を活かしたまちづくりの「新たな資源」として掘り起こし、この「新たな資源」をまちづくりに効果的・効率的に活用して外国人住民も積極的にまちづくりに参加して活躍できる外国人目線でのまちづくりを推進することが、魅力的で持続的に発展できるグローバルなまちとなり、多くの人々から選ばれるまちの実現が見えてくることを意味します。そして、新たな資源としての外国人住民の多様性を活かしたまちづくりを推進することが、外国人住民の多様性を活かすための地域の環境整備にもつながり、多文化共生の発展したまちとしての川口市の姿が見えてきます。

2 高度人材の卵としての留学生の活用活躍推進

平成29年1月1日現在、本市の在留外国人に占める留学生の割合は約12%で、一定の割合を占めています。一方で、政府の日本再興戦略2016では、外国人留学生の就職割合を3割から5割にすることを打ち出しています。地方創生の観点からも、外国人留学生の多様性を活かした起業などによる地域経済の活性化が望まれます。

第5次川口市総合計画の「序論3 社会情勢の変化」において、少子高齢化や人口減少社会、産業構造の変化について触れられており、「めざす姿Ⅲ 産業や歴史を大切にした“地域の魅力と誇りを育むまち”」の「1 地域経済基盤づくり」にて「創業・起業の支援」を、「3 活気ある商業の振興」にて「空き店舗対策」が謳われています。

今後は、少子高齢化や人口減少社会の到来に伴い、外国人留学生の就業のほかに創業や起業を促進することで地域の空き店舗対策の解消にもなり、地域経済の活性化につながっていきます。

日本語を学び、日本の生活習慣も身に付けた高度人材の卵の外国人留学生の多様性を活かせば、生産性の向上や労働力不足を解消した「人と産業が元気なまち」の実現が見えてきます。

3 技能実習生の活用活躍推進

市内では、企業における外国人研修生の受け入れは古くから取り組まれてきました。現在では、川口商工会議所が受け入れ機関の監理団体認定を取得するなど、全国的にも特色ある技能実習生の取り組みをしています。

また、平成28年度の川口市まち・ひと・しごと創生総合戦略に、市内製造業等を支える外国人技能実習生への支援の施策が盛り込まれています。その中で「今後は、多文化共生のまちづくりを担う人材としても、実習生に期待が寄せられています。」とあり、「外国人研修生を活用した交流・PR事業の中で、技能実習生と市民の交流を増やしていく」ことを目指しています。

したがって、人口減少社会における労働力不足の解消や地方創生の観点から技能実習生向けの取り組みを進めることにより、地域社会との共生を目的とした「技能実習生の多様性を活かしたまちづくり」の姿が見えてきます。

4 外国人防災リーダーの活用活躍推進

大規模な災害が発生した際に、外国人住民は、言葉の壁から避難勧告・避難指示の意味がわからない、避難所の場所がわからない、避難所の中でコミュニケーションがうまくとれないなど、災害弱者になってしまう懸念があります。

その一方で、地域には防災リーダーとして活躍できる外国人住民も居住していることから、外国人住民を一面的に支援の対象としてのみ捉えるのではなく、「支援する側」としても捉え直し、外国人住民のまちづくりへの参加を促すとともに、そのような外国人住民が主体的に地域の防災に関わっていくことで、「外国人防災リーダー」の多様性を活用したまちづくりの姿が見えてきます。

パブリック・コメント手続きの実施結果について

- 1 意見募集期間 平成29年11月1日（水）から11月30日（木）まで
- 2 意見提出者数 4名
- 3 意見件数 7件
- 4 意見内容 以下の通り

	意見要約	市の考え方	(素案)の修正
1	第2次川口市多文化共生指針の中でヘイトスピーチに関する言及があるが、ヘイトスピーチを含む言動が疑われる団体のデモに対する集合場所としての公園使用許可の留保や道路使用許可の留保を明言してほしい。	第2次川口市多文化共生指針では、ヘイトスピーチ解消に向けた取組の方針を示しています。本指針においては、ヘイトスピーチに関わる公共施設の利用申請に関する具体的な判断方針は示していませんが、各公共施設の使用許可については、日本国憲法、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、さらにはそれぞれの施設に係る設置管理条例に則り適切に行うとともに、ヘイトスピーチの解消に向けて庁内横断的に取り組んでまいります。また、道路の使用許可については埼玉県公安委員会が判断することとなっております。	なし
2	神奈川県川崎市の市立公園や公民館などの公的施設でのヘイトスピーチを事前規制するガイドラインを参考にしてほしい。		なし
3	日本に永住、在留する外国人が減少する中、生活保護を受ける在留外国人が増えているとのことである。厚生労働省によると、平成24年度の生活保護を受給する外国人世帯数は45,634世帯で、10年前よりほぼ倍増し、ここ数年の伸びは年に5,000世帯のハイペースであると伺っている。本県でも平成25年12月には、3,378名の外国籍の方が生活保護を受給している。被保護外国人国籍別世帯数は、平成24年7月の段階で、多い順からフィリピンの480名、続いて韓国、北朝鮮の433名、中国	本市は、日本人住民・外国人住民が多文化共生の考え方のもと、ともに安心して暮らせるまちづくりを進めることが重要であると考えております。そして、そのような考え方の下に第2次川口市多文化共生指針を策定しております。 なお、生活に困窮した外国人を救済する必要がある場合には、法令や国からの通知に基づき必要な保護を行ってまいります。	なし

又は台湾の 192 名、ベトナムの 64 名、ブラジルの 57 名と続いている。

外国籍者総数が 123,294 名なので、外国籍の生活保護受給者の保護率は 2.7 パーセントであり、県内の生活保護受給者から全体の総数で割る埼玉県全体の生活保護受給者の保護率は 1.3 パーセントであるから、外国籍の方は県内全体の平均に対して倍の数字、国全体では 2.6 倍、韓国、北朝鮮の方々に世帯ベースに限定すると 8 倍以上という数字まで出ているのである。

政府のみならず、各自治体の財政運営は厳しいと言われる状況の中、日本国内での永住権を持つ中国人女性が日本人と同じように生活保護法の対象になるかどうか争われた訴訟で、最高裁第二小法廷は今年の 7 月、永住外国人は生活保護法の適用対象ではなく、受給権もないとの初判断を示しました。永住外国人も生活保護法の対象になると認めた二審福岡高裁の判決を破棄し、四人の裁判官全員一致の意見として原告側の逆転敗訴を言い渡したのである。

生活保護法は保護の対象を国民と規定しているが、旧厚生省は昭和 29 年、外国人についても国民と同じ取扱いに準じるよう通知、平成 2 年には通知に基づく保護対象を永住外国人らに限定している。同小法廷は、受給対象を拡大する法改正は行われておらず、永住外国人は対象に当たらないと判断、外国人は行政措置による事実上の保護対象にとどまり、同法に基づく受給権はないと結論付けたのである。

国民のための大切な生活保護が外国人に支給されるようになったのは、昭和 29 年 5 月に厚生省が社会局長名で「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」という通知を

出し、生活保護法第一条により、外国人は法の適用対象とはならないのであるが、当分の間、生活に困窮する外国人に対しては、一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱いに準じて、左の手続により必要と認める保護を行うとされたためである。

しかし今回、外国人に受給資格がないということが最高裁の判決ではっきりしたのである。法律では認められていない外国人を60年前の厚生省の通知一つで、日本国民と同じように取り扱うという判断自体考え直さなければならない時期に来ているのではないか。どこの自治体でも厳しい財政運営をしている中で、外国人の生活保護受給者が国全体として6年間で1.5倍に増え、ある試算では年間1,200億円の貴重な血税が使われているとも言われているのである。

自分の国に戻れば、その国に見合った制度か支援があるでしょう。また、我が国で急遽職に就けなくなった場合、直ちに祖国に帰れと言われても困るでしょうから、人道的な立場から一定程度の期限を決めてその間に準備をしていただき、その期限が来たら帰国費用も支援するなどしてお帰りいただく。そうすることによって、日本人が稼いで生まれた貴重な血税を安易に外国人の生活保護受給費として使わせないという新たな立法の必要性なども議論もされている。

いずれにしても法的根拠がないにもかかわらず、外国人への生活保護費は増え続け、自治体財政を現実として逼迫させているわけであるから、市としても何らかの対策や県及び国に対するアクションが必要な時期に来たのではないか。

この最高裁判決を受け、市として何らかの対策や県及び国に対して働き掛けができないものか。また、多文化共生指針の中

	<p>に「外国人生活保護費の削減」及び「外国人生活保護受給者及び外国人生活保護希望者は一定期間ののちに帰国支援」を盛り込むべきだと考える。</p>		
<p>4</p>	<p>「外国人の活用」という表現について 本指針の中に、「〇〇の活用」という表現が出ているが、「女性の活用」は、政府や企業が労働力として女性を「使う」といったニュアンスを含む上から目線の言葉だと批判されて、女性の「活躍推進」に変更されたように、「外国人材の活用」はまだしも「外国人の活用」は避けた方がよい。</p> <p>まちづくりに活かされるのは、外国人住民の方々がもっている多様な能力やアイデアなので「多様性の活用」という表現や、外国人住民の方々の「活躍推進」の視点が伝わる表現が望ましい。</p> <p>従って、本視点を踏まえた上で、以下の点について本指針の修正を検討してほしい。</p> <p>■P10（3）労働 【修正前】 市内の中小企業についても労働力不足解消の担い手として外国人住民を雇用し活用する立場にあることから 【修正後】 市内の中小企業についても労働力不足解消の担い手として外国人住民を雇用する立場にあることから</p> <p>■P27 【修正前】</p>	<p>御意見を踏まえ、本市としては、外国人住民の活躍推進を図っていくことが多文化共生の推進につながるものと捉え、以下のように修正しました。</p> <p>①10 頁（3）労働の本文中、「外国人住民を雇用し活用する立場」を「外国人住民を雇用する立場」に修正しました。</p> <p>②27 頁のウの表題について、「地域の外国人を活用した多文化共生の推進」を「地域の外国人住民の多様性を活用した多</p>	<p>あり</p>

<p>ウ 地域の外国人を活用した多文化共生の推進 多文化共生を実現するためには、日本人住民だけではなく、「支援する側」として活躍できる外国人住民を、まちづくりの担い手として積極的に活用し、多文化共生を推進していく視点も必要です。</p> <p>【修正後】 ウ 地域の外国人住民の多様性を活用した多文化共生の推進 多文化共生を実現するためには、日本人住民だけではなく、「支援する側」として活躍できる外国人住民を、まちづくりの担い手としての外国人住民の活躍を積極的に支援し、多文化共生を推進していく視点も必要です。</p> <p>■P30 【修正前】 2 高度人材の卵としての留学生の活用 日本語を学び、日本の生活習慣も身に付けた高度人材の卵の外国人留学生を活かせれば、</p> <p>【修正後】 2 高度人材の卵としての留学生の活躍推進 日本語を学び、日本の生活習慣も身に付けた高度人材の卵の外国人留学生の多様性を活かせば、</p> <p>【修正前】 3 技能実習生の活用 したがって、人口減少社会における労働力不足の解消や地方創生の観点から技能実習生向けの取り組みを進めることより、</p> <p>【修正後】</p>	<p>文化共生の推進」に修正しました。</p> <p>③27 頁のウの本文中、「多文化共生を実現するためには、日本人住民だけではなく、「支援する側」として活躍できる外国人住民を、まちづくりの担い手として積極的に活用し、多文化共生を推進していく視点も必要 です。」を「多文化共生を実現するためには、日本人住民だけではなく、まちづくりの担い手としての外国人住民の活躍を積極的に支援し、多文化共生を推進していく視点も必要です。」に修正しました。</p> <p>④30 頁の2の表題「高度人材の卵としての留学生の活用」を「高度人材の卵としての留学生の活躍推進」に修正しました。</p> <p>⑤30 頁の2の本文中、「外国人留学生を活かせれば」を「外国人留学生の多様性を活かせば」に修正しました。</p> <p>⑥30 頁の3の表題「技能実習生の活用」を「技能実習生の活躍推進」に修正しました。</p> <p>⑦30 頁の3の本文「したがって、人口減少社会における労働力不足の解消や地方創生の観点から技能実習生向けの取り組みを進めることより、」を「したがって、人口減少社会における労働力不足の解消や地方創生の観点から技能実習生向けの取り組みを進めることにより、」に修正しました。</p>	
--	---	--

<p>3 技能実習生の活躍推進</p> <p>したがって、人口減少社会における労働力不足の解消や地方創生の観点から技能実習生向けの取り組みを進めることにより、</p> <p>■P31</p> <p>【修正前】</p> <p>4 外国人防災リーダーの活用</p> <p>「外国人防災リーダー」を活用したまちづくりの姿が見えてきます。</p> <p>【修正後】</p> <p>4 外国人防災リーダーの活躍推進</p> <p>「外国人防災リーダー」の多様性を活用したまちづくりの姿が見えてきます。</p>	<p>⑧31 頁の4の表題「外国人防災リーダーの活用」を「外国人防災リーダーの活躍推進」に修正しました。</p> <p>⑨31 頁4の本文中「外国人防災リーダー」を活用したまちづくりを「外国人防災リーダー」の多様性を活用したまちづくりに修正しました。</p> <p>また、上記の修正に合わせて、第5章「川口市多文化共生施策の位置づけと体系」についても修正しました。</p>	
<p>5 他自治体との連携</p> <p>川口市は、平成29年1月1日住民基本台帳人口・世帯数における外国人住民数が、全国市区町村の第3位になり、様々な課題なども出ているものと思われる。</p> <p>今回の指針では、総務省「多文化共生事例集2017」を参照しており、他自治体の優良事例を参考にしながら、今後の施策を検討していく方針であると理解される。</p> <p>それに加えて、先進的な取り組みを実施する他自治体との連携を進めることで、効果的な多文化共生施策を、効率的かつ具体的に検討・実施できるものと思われる。</p> <p>例えば、日本には、外国人集住都市会議のような自治体連携の取り組みがある。また、世界では、欧州評議会が進めていて、今年に浜松市がアジアの都市で初めて加盟した「インターカル</p>	<p>今後の多文化共生施策の実施にあたって、参考とさせていただきます。</p>	<p>なし</p>

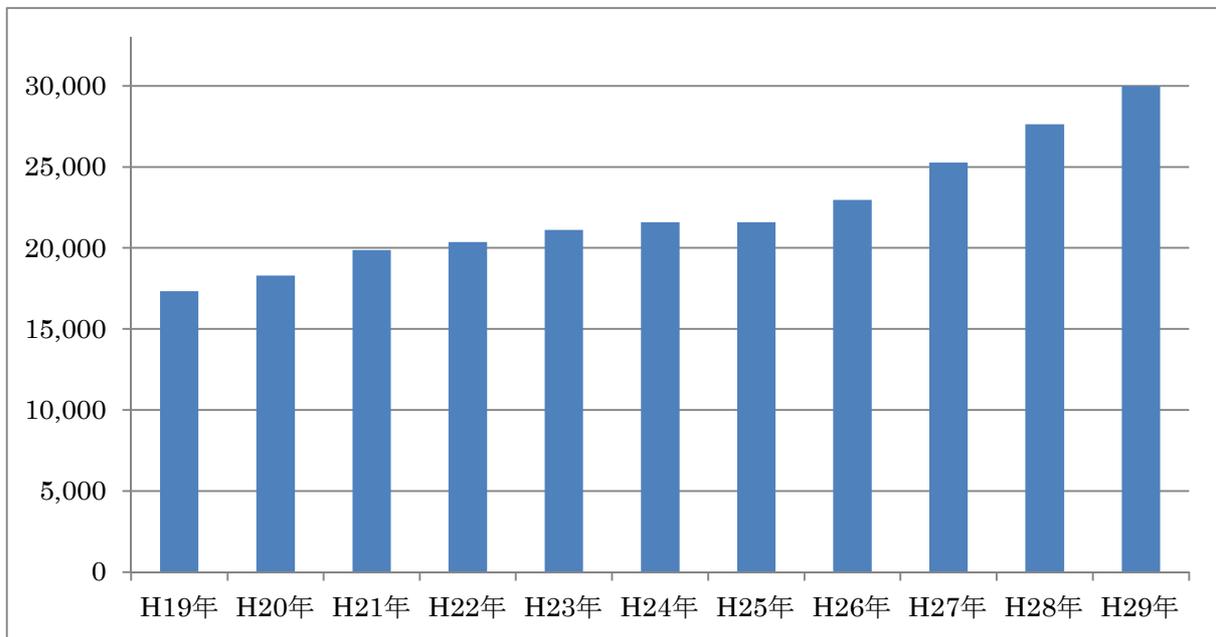
	<p>「チュラル・シティ・プログラム」などの自治体連携の取り組みもある。</p> <p>今後、川口市の多文化共生施策をさらに改善・深化させていくために、これらの取り組みのように他自治体との連携を進めていくことについて、今回の多文化共生指針に記載することを検討してほしい。</p>		
6	<p>多文化共生モデル地区の設定とコーディネーターの配置について</p> <p>三重県四日市市では、外国人住民の集住する笹川地区を多文化共生モデル地区に位置付けて多文化共生サロンを設置し、多文化共生モデル地区担当コーディネーター2名を配置している。そのコーディネーターが、地域の現状や課題の迅速な把握に努めつつ、日本人住民と外国人住民の日常的な交流の取り組みを進めている。</p> <p>川口市でも多文化共生の地域づくりを推進するために、外国人住民の集住する地域をモデル地区に設定し、モデル地区担当コーディネーターなどを配置する施策・事業を、今回の多文化共生指針に記載することを検討してほしい。</p>	<p>今後の多文化共生施策の実施にあたって、参考とさせていただきます。</p>	なし
7	<p>川口市に居住する外国人は中国出身者が多いため人口構成比が、日本人・中国人およびその他の少数外国人という比率になり、良い意味での多文化とは言えないと思う。</p> <p>特定の国出身の外国人比率が高まると、将来的に必ず軋轢を生むので、バランスのとれた外国人人口比率を目指す旨を指針に入れてほしい。</p>	<p>本市では、99に及ぶ国・地域の人々が暮らしていますが、日本人住民も外国人住民もお互いに文化的違いを認めて尊重し合い、それぞれが持つ魅力や個性、多様性を活かした、誰もが安心して住み続けられる多文化共生のまちづくりを進めてまいります。</p>	なし

川口市における外国人住民の現状について
—平成 29 年 12 月 1 日現在の外国人住民統計—

1 川口市における外国人数の推移

統計年 (1月1日)	全人口 (人)	人数 (人)	比率 (%)
平成 19 年	501,101	17,323	3.5
平成 20 年	505,802	18,282	3.6
平成 21 年	511,201	19,858	3.9
平成 22 年	515,038	20,362	4.0
平成 23 年	517,171	21,114	4.1
平成 24 年	579,021	21,578	3.7
平成 25 年	580,852	21,588	3.7
平成 26 年	583,989	22,958	3.9
平成 27 年	589,205	25,263	4.3
平成 28 年	592,684	27,641	4.7
平成 29 年	595,495	29,989	5.0

※平成 24 年 7 月に「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が施行され、外国人登録法が廃止、新しい在留管理制度が整備されました。



【 参 考 】

統計年月日	全人口	人数 (人)	比率 (%)
平成 29 年 12 月 1 日	599,832	33,093	5.52

2 川口市国籍別順位上位5ヵ国

順位	平成 29 年 12 月 1 日		
	国籍	人数 (人)	比率 (%)
1	中国	19,327	58.4
2	韓国	2,801	8.5
3	ベトナム	2,775	8.4
4	フィリピン	2,451	7.4
5	トルコ	1,331	4.0
	その他	4,408	13.3
	合計	33,093	100.0

3 川口市在留資格別

順位	平成 29 年 12 月 1 日		
	在留資格	人数 (人)	比率 (%)
1	永住者	10,007	30.2
2	家族滞在	4,300	13.0
3	技術・人文知識・国際業務	4,114	12.4
4	留学	4,014	12.1
5	定住者	1,976	6.0
6	特定活動	1,798	5.4
7	特別永住者	1,510	4.6
8	日本人の配偶者等	1,396	4.2
9	技能実習	1,136	3.4
10	永住者の配偶者等	865	2.6
11	経営・管理	793	2.4
12	技能	784	2.4
	その他	400	1.2
	合計	33,093	100.0

※平成 26 年の通常国会において「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」が可決・成立し、平成 26 年 6 月に公布された改正法により、在留資格が整備されました。

4 地区別順位

順位	平成 29 年 12 月 1 日		
	地区	人数 (人)	比率 (%)
1	横曽根地区	10,229	30.9
2	芝地区	6,666	20.1
3	青木地区	4,852	14.7
4	中央地区	4,053	12.2
5	南平地区	2,473	7.5
6	鳩ヶ谷地区	1,290	3.9
7	戸塚地区	1,144	3.5
8	神根地区	1,002	3.0
9	新郷地区	828	2.5
10	安行地区	556	1.7
	合計	33,093	100.0

5 地区別兼国籍別順位上位5カ国

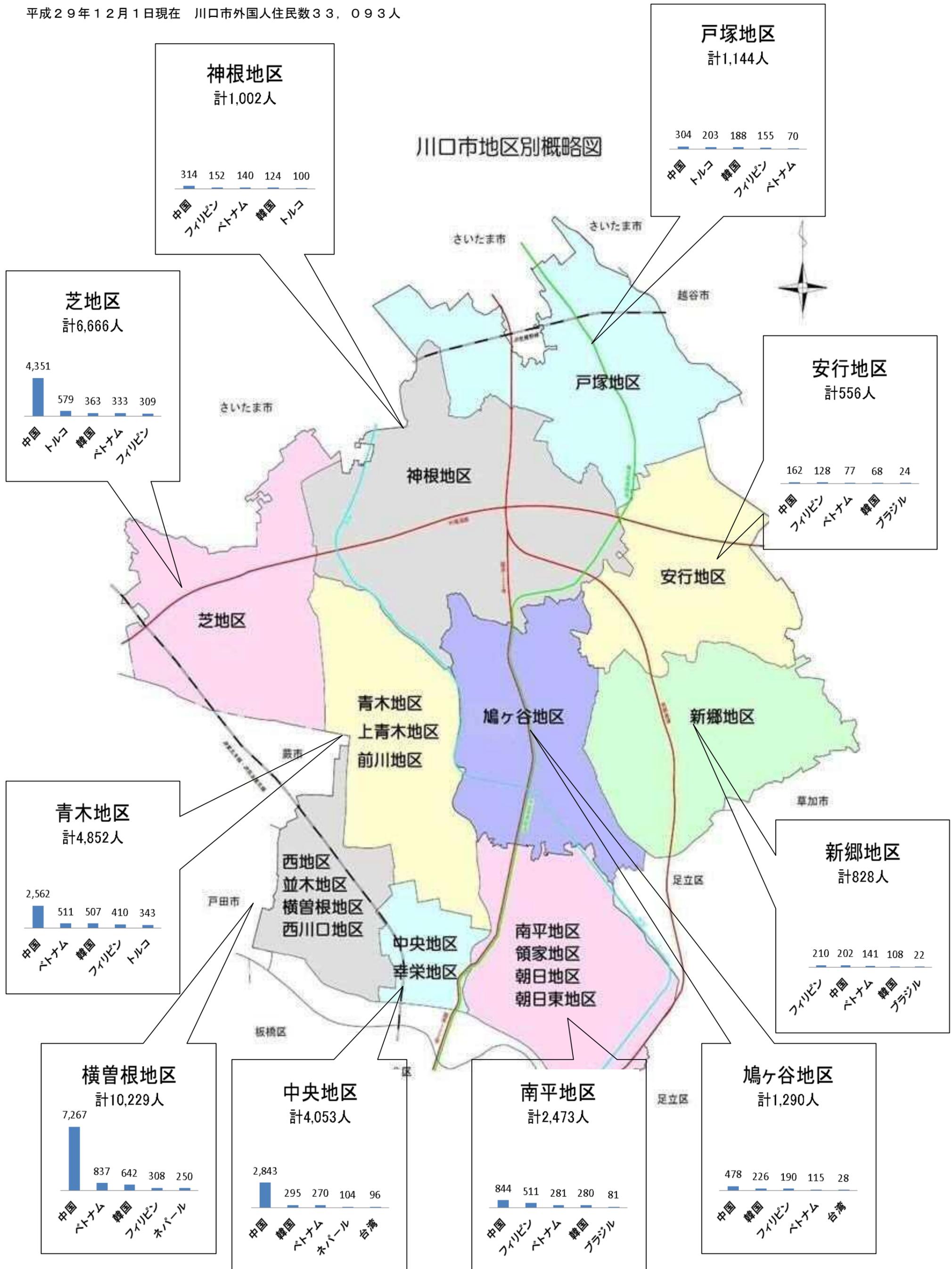
平成29年12月1日現在

横曽根地区		芝地区		青木地区		中央地区	
国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数
中国	7,267	中国	4,351	中国	2,562	中国	2,843
ベトナム	837	トルコ	579	ベトナム	511	韓国	295
韓国	642	韓国	363	韓国	507	ベトナム	270
フィリピン	308	ベトナム	333	フィリピン	410	ネパール	104
ネパール	250	フィリピン	309	トルコ	343	台湾	96
その他	925	その他	731	その他	519	その他	445
合計	10,229	合計	6,666	合計	4,852	合計	4,053

南平地区		鳩ヶ谷地区		戸塚地区		神根地区	
国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数
中国	844	中国	478	中国	304	中国	314
フィリピン	511	韓国	226	トルコ	203	フィリピン	152
ベトナム	281	フィリピン	190	韓国	188	ベトナム	140
韓国	280	ベトナム	115	フィリピン	155	韓国	124
ブラジル	81	台湾	28	ベトナム	70	トルコ	100
その他	476	その他	253	その他	224	その他	172
合計	2,473	合計	1,290	合計	1,144	合計	1,002

新郷地区		安行地区	
国籍	人数	国籍	人数
フィリピン	210	中国	162
中国	202	フィリピン	128
ベトナム	141	ベトナム	77
韓国	108	韓国	68
ブラジル	22	ブラジル	24
その他	145	その他	97
合計	828	合計	556

川口市地区別概略図



6 在留外国人総数上位 10 自治体

平成 29 年 6 月末現在

(法務省統計 (別表) 在留外国人総数上位 100 自治体 より)

順位	市区町村名	人数 (人)
1	東京都新宿区	43,354
2	東京都江戸川区	33,218
3	川口市	32,287
4	東京都足立区	29,264
5	東京都豊島区	28,755
6	東京都江東区	28,000
7	大阪市生野区	27,991
8	東京都板橋区	24,152
9	東京都大田区	22,903
10	東京都港区	20,846